



新型コロナ禍で外出自粛もあり、
厳しい現況が続いております。
そんななか、水道施設を守り、
痛んだ道路等を補修し、
また本来会員のものである権利を
取り戻すために、今こそ自治会は
会員皆さんのために行動します。
ご支持ください。

会員のために、自治会はあります



第72号

令和2年8月31日発行

《発行所》

東昭自治会事務局
栃木県那須塩原市
西岩崎232-438
TEL:0287-74-6287
FAX:0287-74-6288
E-mail:tosyo-nasu@iaa.itkeeper.ne.jp

—《題字》—

日本文化書道会
栢泉 金吾鉄治

那須高原のメインストリート、那須街道を進み、殺生石を通過し、ボルケーノハイウェイを登っていくと、那須ロープウェイ山麓駅に。ここから茶臼岳の9合目まで約4分間で結ばれています。眼下には那須野が原等の雄大な眺めが。山頂駅から茶臼岳頂上までは歩いて約50分。頂上からは天候が良ければ、磐梯山、日光連山、関東平野、筑波山などが望め、360度の大パノラマを楽しむことができます。

www.nasu-ropeway.jp/guide/

最後に、各分譲地から理事候補のご推薦をあらためてお願いするとともに、東昭自治会の活動にご理解とご協力を頂き誠に感謝申し上げます。

令和2年7月、九州・甲信
方面は河川護岸を決壊させる
集中豪雨に見舞われ、災害に
あわれた方々にお見舞い申し
上げます。

新型コロナは今なお世界的
に蔓延拡大し、終息の兆しも
ありません。日常生活でのコ
ロナ対策は、依然として3密
と新しい生活様式での対応の
継続が強いられております。

昨年11月、那須町及び東京で

開催致しました会員説明会で
会員総会を今春開催すること
をご提案しましたが、コロナ
感染拡大期に当たりやむなく
延期を致しました。新たにコ
ロナ感染状況に注視し、9月
に開催を計画しております。
別荘の管理業務は通年の活
動計画に加え、老朽化が著し
く電気代も高額な水銀灯をL
ED灯への取替や、水道施設
制御盤交換を昨年から計画的

自治会体制の確立に向けて

会長 細田 宏
(神明平)

自治会体制の確立に向けて

新型コロナ感染予防のため
延期をしておりました会員総
会のご案内を申し上げます。

本定期総会は新型コロナ禍
での開催となるため、事前及
び当日の感染予防対応をガイ
ドラインに従い慎重に準備を
進めてまいります。会員の皆
様におかれましては、来場時

せていたらしく場合があります。
①体温37.5度以上の発熱があつた場合②咳・咽頭痛などの症状がある場合③感染者との濃厚接触がある場合④過去2週間以内に外国へ訪問履歴がある場合等
※今後の市中感染の状況により、総会の中止も余儀なくさ

会員総会をご案内します

理事 福田和久（箭松苑）

【自治会緊急連絡先】
☎070-2812-9265

本「自治会だより」が
総会資料となりますので
必ずご持参下さい。

第4回議事 46期収支計画／事業計画決議 その他、一般社団法人化の 取組状況報告等

第1議案
管理規約(案)決議
第2議案
理事選任決議
第3議案
45期収支報告／事業報告決議

※この記事は会員総会における

第3議案

第4議案 となるものです。

45期収支報告(実績)

第45期支出(実績)		第45期収入(実績)	
科 目	金 額	科 目	金 額
動力費(水道・街路灯の電気代)	14,778,752	今期会費 別荘 110,000円	30,542,420
道路・水道修繕・外注費	15,435,979	定住 80,000円	24,476,853
水質検査費	3,116,490	土地 27,300円	21,479,924
職員給与(3名の賃金+女子1名)	17,581,330	定住 50,000円	83,334
厚生・退職金積立・雑賃	1,196,855		
賃借料	1,483,317	新規会費 別荘 110,000円	211,516
租税・損害保険料	1,125,890	定住 80,000円	173,552
法定福利費	3,173,018	土地 27,300円	157,283
一般経費	10,822,975	特別会費	4,236,690
引越経費	3,250,612		
昭友管財(有)事業費	6,000,000	① 会費入金計	81,361,572
予備費	0	災害積立用引当金(会費より充当します) 別荘 10,000円	2,440,000
B 合 計	77,964,918	定住 10,000円	2,870,000
C 当 期 純 利 益 [計算式 A-B]	-2,550,580	土地 1300円	887,000
総 計	75,414,338	② 災害積立用引当金	6,197,000
		③ 今期会費合計 [計算式 ①-②]	75,164,572
		④ 営業外収益	249,766
A 合 計		A 合 計 [計算式 ③+④]	75,414,338
⑤ 総 計	75,414,338	⑥ 総 計	75,414,338

* 昨年夏のトラブル以降、会費支払いをためらわれる会員が多く、下期には入金が回復してきましたが、今期計画通り約722万円の入金不足になってしまっています。また、それに伴い今期純利益はマイナス255万強となりました。

収入

* 未納会費の回収を促進したことにより、会費への理解を深めることができました。

支出

* 職員給与は、女子職員1名を解雇し減額したが、弁護士の指導により4か月分の給与と夏季賞与を支給しました。

支出

* 分譲地管理に必要な巡回車及び小型除雪車の購入費とビー機等のリース料を一般経費として科目変更しました。

46期収支計画(案)

第46期支出(計画)		第46期収入(計画)	
科 目	金 額	科 目	金 額
動力費(水道・街路灯の電気代)	14,800,000	今期会費 別荘 110,000円	19,140,000
道路・水道修繕・外注費	19,000,000	定住 80,000円	13,440,000
水質検査費	3,000,000	土地 27,300円	13,920,000
職員給与(3名の賃金+女子1名+理事事務費)	17,400,000	定住 50,000円	50,000
厚生・退職金積立・雑賃	1,160,000	新規会費	626,000
賃借料	1,490,000	特別会費(土地下剝費用等)	4,200,335
租税・損害保険料	1,200,000	前期未入金者会費回収	6,000,000
法定福利費	3,100,000		
一般経費	8,180,000	前受金(来期会費受入れ)	23,883,665
減価償却費	1,080,000	① 会費入金計	81,260,000
管理諸費(弁護士費用等)	5,000,000	災害積立用引当金(会費より充当します) 別荘 10,000円	2,400,000
B 合 計	75,410,000	定住 10,000円	2,650,000
C 当 期 純 利 益 [計算式 A-B]	0	土地 1300円	1,000,000
総 計	75,410,000	② 災害積立用引当金	6,050,000
		③ 今期会費合計 [計算式 ①-②]	75,210,000
		④ 営業外収益	200,000
A 合 計		A 合 計 [計算式 ③+④]	75,410,000
⑤ 総 計	75,410,000	⑥ 総 計	75,410,000

* 前期会費未納者に対する請求を行い、回収の強化を行います。
* 高額な未納者に対する割支払いを提案し、未入金の

請求書発行件数1312件(4~9月建物+土地会員)。※令和2年6月末付けの入金状況は次のとおり。
【特記事項】昨年度未入金会員件数814件(62%)。入金額約2800万円。
員件数(324件)のうち49件(15%)が入金されています。

* 水道修繕等は自治会より直接業者に発注しており、また相見積りやネット購入等によりコスト削減を行っています。
* 昭友管財(有)と裁判に入ったため、管理諸費が増大する恐れがあるため、科目に追加しました。

46期収支計画

会費を支払いやすくします。

(4~9月建物+土地会員)。

支出

* 水道修繕等は自治会より直接業者に発注しており、また相見積りやネット購入等によりコスト削減を行っています。

新たな自治会に向けて

一般社団法人化で目指すは 会員自らが権利と財産を守ることです

前号で「一般社団法人」のメリットやデメリットを簡単にご紹介し、会員の皆様へのご理解をお願い致しました。本号では、数ある法人化の中でも、何故一般社団法人が自治会組織として適しているのか検討内容をご紹介致します。

まず、「一般社団法人とは?」「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を根拠に設立される非営利法人のことです。この場合の非営利というのは「利益の分配をしないこと」を指します。営利法人である株式会社では、事業活動で得た利益を株主に対する配当で分配します。しかし、非営利法人である一般社団法人では、たとえ利益が出たとしても社員に分配することはできません。

當利を目的としないといふと、法人として「利益を出してはいけない」と勘違ひする人もいるかもしれません、株式会社と同様に利益を上げること自体は何も問題ありません。ただし、得た利益は法人の活動目的のために使わなければならぬと定められています。

次に、一般社団法人の設立には

ことができ、事業内容も特に制限はありません。設立に際して、資本金のよろな一定額の財産の確保を設立要件としていません。つまり、資本金のよろな払込金がゼロでも一般社団法人を設立することが可能です。

東昭自治会は45年間の運営実績があり、資金においてもあえてできる非営利法人として、さまざまな業界・業種で活用されています。

このように、東昭自治会の法人化に一番適しているものが「一般社団法人 東昭自治会」の設立でしょう。

独自での登記や借り入れを

いま、自治会はいくつかの課題を抱えています。その課題を克服するためにも「法人化」が最適であると考えています。

【課題1】会員の財産の自治会名義での不登記

① 不動産登記（水道・道路）

トやデメリットを簡単にご紹介し、会員の皆様へのご理解をお願い致しました。本号では、数ある法人化の中でも、何故一般社団法人が

自治会組織として適しているのか検討内容をご紹介致します。

まず、「一般社団法人とは?」「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を根拠に設立され

ることができます。設立は法務局への登記のみで可能なため、比較的簡単に設立ができる非営利法人として、さまざまなものがあります。

東昭自治会は45年間の運営実績があり、資金においてもあえてできる非営利法人として、さまざまなものがあります。

【課題2】乏しい社会的信用力
【課題3】組織の公共性
① 定款、管理規約による公共性の確立
② 動産登記（社有車等）
③ いざと云う時の銀行借り入れ
④ 土地会員にも魅力ある事業内容への転換

【課題4】会員の高齢化、代替りによる収益悪化
① 会費収入だけに頼らず分譲地

自治会設立当時には自治会独自の法人化設立の壁が高く、そのため任意団体である自治会とは別組織で昭友管財（有）を設立し、登記名義人としてることで課題1の解決を図りました。その結果が現在の問題に繋がっていることはご承知のとおりです。

法人化する場合には、「会員の総意（総会決議）による法人化運営を実施すること」を定款に入れることで、自治会独自での借り入れを承認のとおりです。

最後に会員の皆様方には法人化に関するご意見を頂きたく、後日アンケートを取らせて頂きます。

管理できる魅力ある事業への転換②高齢化による新たな自治会事業（サービス）の模索③土地会員にも魅力ある事業内容への転換

自治会設立当時には自治会独自の法人化設立の壁が高く、そのため任意団体である自治会とは別組織で昭友管財（有）を設立し、登記名義人としてることで課題1の解決を図りました。その結果が現在の問題に繋がっていることはご承知のとおりです。

法人化する場合には、「会員の総意（総会決議）による法人化運営を実施すること」を定款に入れることで、自治会独自での借り入れを承認のとおりです。

最後に会員の皆様方には法人化に関するご意見を頂きたく、後日アンケートを取らせて頂きます。



ネイチャープラネットの体験ツアー

ネイチャープラネットは、那須塩原エリアそして日光・鬼怒川エリアを拠点に、大自然をフィールドとしてカヌーやカヤックなど、子供から大人まで自然を満喫できる体験ツアーを企画・実施。今秋のカヌーツアーの予定は那須エリア（板室温泉）、日光・鬼怒川エリア（川治温泉）ともに、午前（10:00-12:00）、午後（13:00-15:00）の1日2回開催で、那須エリアは11月15日（日）までの期間となります。紅葉のはじまりは10月中旬頃～で、見頃は10月下旬～11月上旬となります。どちらのエリアも、山間のダム湖をフィールドとしており、自然に囲まれたロケーションの中でのんびりとカヌー（カヤック）を楽しんでいただくというスタイルです。

Check it

詳細はホームページ
nature-planet.comをご参照ください。

第45期事業報告（修繕実績）

分譲地	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
青木				④	①			④	②⑪			
箭松苑					②				⑪			
室の井					②			④				
白沢橋3期				①			①		②			
白沢橋1期					⑧			⑦				
神明平					⑥②							
りんどう湖村				②				⑦			③	
秋風苑					②			⑥⑧		⑪③		
玉鳳台／玉取平	⑥			⑦⑦⑧②①	①		⑧		⑪③		③	
五峰苑						②			⑪③			
小深堀				⑦	①	②		④	⑧	⑪③		③
小深堀6期						②		⑧				
おおとり苑						②		④	③	⑪	④	
新おおとり苑								②		①⑪	③	
新野鳥苑				⑦	①			②	⑦③⑪			⑤
綠風台				②							③	
広陽台								②		③		
清溪苑				②				④	①	⑦	⑦	①③
緑の郷				②	⑦①					③		
黒川台／新黒川台						②						
うぐいす台								⑨				
よりい台												
豊原					①		①②	⑦⑥				
玉翠苑												

配水ポンプ交換
●秋風苑

老朽ポンプの故障発生。予備ポンプの在庫があるので給水に影響はなし。今後は数種類のポンプの在庫が必要でしょう。

井戸・配水ポンプ制御盤交換
●新野鳥苑

制御盤の不具合、接触不良の無駄なポンプ故障は出費が大きい。リスクを減らすためにも古い錆びた制御盤は交換します。

枯葉清掃
●緑の郷

以前は堆肥にしていましたが、震災、原発事故以降は厄介なゴミに。処分費もかさむため、いまは道路より追い払う作業です。

第46期事業計画（修繕計画）

土地会員 下刈り期間

分譲地	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
青木			④⑭		③			⑩	⑤			⑧
箭松苑			④		③⑭			⑩	⑤			
室の井				③⑭		④		⑩	⑤			
白沢橋3期	⑦			③⑫⑭	④			⑩	⑤			
白沢橋1期				③⑭	④			⑩	⑤			
神明平				③⑬	④⑭			⑩	⑤			
りんどう湖村			④	⑬	③⑭			⑩	⑤			
秋風苑	⑦⑧		④⑪		③⑭			⑩	⑤			
玉鳳台／玉取平	②⑦		④		③	⑭		⑩	⑤			
五峰苑				③		④⑭	⑬	⑩	⑤			
小深堀					③		④⑭	⑩	⑤			
小深堀6期					③		④⑭	⑩	⑤			
おおとり苑	⑨					③	④⑭		⑩	⑤		
新おおとり苑					④	③		⑭	⑩	⑤		
新野鳥苑	②⑨			③			④	⑭	⑩	⑤		
綠風台			③		④		⑦	⑭	⑩	⑤		
広陽台	②		③		④				⑩⑭	⑤		
清溪苑				③			④⑬		⑩⑭	⑤		
緑の郷	⑨		③			③	④⑬		⑩⑭	⑤		
黒川台／新黒川台						③	④			⑩⑭	⑤	
うぐいす台						③	④			⑩⑭	⑤	
よりい台	②	⑨		③			④			⑩	⑤	⑭
豊原					③	④				⑩	⑤	⑭
玉翠苑					③		④			⑩	⑤	⑭

道路修繕

- ① 道路凸凹修繕(特発時対応)
- ② 道路側溝整備(4分譲地)
- ③ 道路下刈り(全分譲地)
- ④ 除草剤散布(全分譲地)
- ⑤ 道路枯葉清掃(全分譲地)
- ⑥ 危険木撤去(発生時対応)

水道修繕

- ⑦ ポンプ制御盤交換(4分譲地)
- ⑧ ポンプ交換(1分譲地)
- ⑨ 漏水修理(4分譲地)
- ⑩ ポンプ抵抗値調査(全分譲地)
- ⑪ 濾材交換(秋風苑/1分譲地)

その他修繕

- ⑫ 揭示板設置(白沢橋3期/テストケース)
- ⑬ 街路灯(水銀灯)～LED化(5分譲地)
- ⑭ 消火栓点検(全分譲地)

高額な水道ポンプの延命対策として、劣化の大きい4分譲地を手始めにポンプ制御盤交換を行います。全分譲地には環境対策として除草剤散布と道路下刈り、枯葉清掃を行います。

理事・監査役の立候補者をお知らせします

令和2年4月2日、定期理事総会において承認された
理事・監査役の候補者名簿となります。

理事候補者	分譲地名	役職名	コメント
細田 宏	神明平	会長	会員が安心できる組織作りを目指します。
松川 哲夫	小深堀	副会長	より開かれた自治会を目指してお手伝いします。
宮腰 洋一	青木	専務理事	会員が安心できる自治会を目指します。
福田 和久	箭松苑	業務理事 (総務担当)	新事務所に移転後約1年が経過しました。 開かれた自治会運営の実現を目指します。
町田 稔	青木	理事	自治会運営の手助けをします。
橋詰 恵二	青木	理事	新たに自立した自治会を継続するため 会員の意識向上に努力します。
原田 征雄	玉鳳台	理事	会員とのコミュニケーションを通じ、 自治会運営に役立てます。
野村 善文	青木	理事	自治会運営の手助けと 別会員としての意見を反映します。
船木 敬藏	玉取平	理事	新任として自治会運営の手助けをしたいと思います。 実際の管理業務を行ななかで 次世代へ向けた自治会組織を検討していきます。
熊谷 秀志	青木	理事及び 事務局長	今回の締め切りは11月上旬を 予定。西岩崎の事務所までご 報いただければ幸いです。
長谷川 浩司	青木	監査役	法令に準拠した運用が図られているか きちんと監査していきます。
古沢 芳男	青木	監査役	自治会設立当時を知っている者として、現在の自治会が 法令に準拠した運営がなされているか監査します。

管理規約(案)変更の内容をお伝えします

定期総会資料として配布

しました管理規約(案)について、会員の方々よりご意見を頂きました。誠にありがとうございました。

以下に変更内容をご紹介
致します。

第3章 組織運営
第21条 〈議決方法〉に3)

第4章 役員・役員会
第23条 〈理事・監査役・オブザーバーの設置〉

3) やむを得ない理由により会員総会を開催できない場合には会員の5分の1以上

を行使できる。

2) 項の「理事の内1名を会長とし、6名以内の役員を置く」

※役員から役職者に変更する。

29条 〈日当〉

2) 項の対象者名の記述を「理事」から※「役員」に変更する。

ご自分の分譲地をどう守りますか?

理事のいない分譲地が多くあるため、どうしても管理が偏りがちになってしまいます。

7月、青木で火災が発生しま

したが、各分譲地をまとめる緊急体制づくりの意味からも、会員で永住者である方には理事候補にぜひ名乗りを挙げてください。理事になっていただければ、ご自分の住まわれている分譲地での問題を、理事会でストレートに訴えるチャンスにもなります。

東昭自治会事務局
栃木県那須塩原市
西岩崎232-438
☎ 0287-74-6287
FAX: 0287-74-6288
E-mail: tosyo-nasu
@iaa.itkeeper.ne.jp

